杉並区空家等利活用相談窓口

空き家個別相談会を開催します

区では、民間事業者との協働により、空き家の利活用等について相談できる「杉並区空家等利活用相談窓口」を開設しています。
今回は、「**井草地域区民センター**」にて個別相談会を行います。相談は無料ですので、ぜひこの機会にご相談ください。

開催日 2026年11月27日(金)・28日(土)

予約時間

①10時　②11時　③13時
④14時　⑤15時

※各回ご相談の時間は1時間程度を予定しています

開催場所

井草地域区民センター 2階第3集会室
〒167-0022　東京都杉並区下井草5-7-22



ご相談できる方

○区内にある空家等を所有している方(親族・代理人を含む)
○区内に空家等となるおそれがある建築物を所有している方(親族・代理人を含む)
○区内在住の方で空家等(区内・区外)を所有している方(親族・代理人を含む)
※個別相談会の利用はお一人様一回までとなります。



税理士にご相談いただけます

空き家の相続は資産税専門税理士に



2024年4月1日より、相続登記申請が義務化されました。今、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていただき、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。

税理士法人 WEST BRAIN
代表社員
西　英昭

相談事例

- 空き家を地域貢献のために利活用したい
- 空き家をリフォームし自宅や賃貸物件として利活用したい
- 将来空き家を所有する可能性があり悩んでいる
- 相続を円滑に進めたいが誰に相談すればいいかわからない
- 空き家を解体・売却したい

上記のような空き家の利活用等に関するご相談に対応いたします!

2026年11月2日(月)申し込み開始

※原則として、事前予約をいただいた方が優先となりますが、事前にお申し込みいただいていない場合でも、空枠があればご利用いただけます。お気軽にお越しください。

WEBからのお申し込みはこちらから

https://www.hosoda.co.jp/contact-form/real_estate/suginami/event/e2026_11/

申し込み先　電話でご予約の際は「**区民施設個別相談会**」とお伝えください

03-5397-7717　〈営業時間〉午前8時30分～午後5時30分(毎週水曜・日曜定休)

suginami-akiya@hosoda.co.jp

※杉並区と協定を結んでいる株式会社細田工務店の連絡先です　※区住宅課空家対策係でも予約を受け付けています

杉並区 SUGINAMI CITY
杉並区 都市整備部 住宅課 空家対策係
03-3312-2111(代)

細田工務店
東京都杉並区阿佐谷南3-35-21

その空き家、どうしますか？

＼まずは簡単／セルフチェック！



START! 空き家を持ち続ける？手放す？

- **持ち続けたい**
  - 空き家の活用を…
    - 考えている
    - 今は考えていない
      - **適切な管理をしましょう！**
        空き家の管理は、定期的な換気・清掃・点検が重要です
- **手放したい**
  - 売却・解体したい
- **どうしたらいいか悩んでいる**
  - 信頼できる相談窓口を探している

杉並区空家等利活用相談窓口をご活用ください

空き家個別相談会は定期的に開催しています。表面に記載のお申込み方法にて承ります。
また、空き家等のご相談は随時受け付けています。以下のいずれかの方法でお気軽にお問い合わせください。

杉並区空家等利活用相談窓口
※杉並区と協定を結んでいる㈱細田工務店の連絡先です。

03-5397-7717
〈営業時間〉午前8時半～午後5時半（毎週水曜・日曜定休）

WEBでのお問い合わせはこちらから